



林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します

更新日:2025年12月18日

令和7年2月26日岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け消防関係法令が改正されました。由布市においても林野火災予防のため、由布市火災予防条例を一部改正し、「林野火災注意報 林野火災警報」の運用を令和8年1月1日より開始します。

		林野火災注意報	林野火災警報
発令基準 (1月から5月までの期間中)		前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下 または 乾燥注意報 が発表	林野火災注意報の発令 + 強風注意報 が発表
規制	区域	由布市が指定する区域 「森林法第5条（県）および同法第7条（国）の森林計画の対象となる区域」	
	内容	「火の使用の制限」について努めなければならない（ 努力義務 ）	「火の使用の制限」について従わなければならない（ 義務 ）
	罰則	罰則なし	30万円以下の 罰金 又は 拘留 (消防法第44条)
発令時の周知の方法		●ホームページ等での広報など	●ホームページ等での広報 ●消防車両による巡回広報など

＜火の使用の制限＞～由布市火災予防条例第29条～

- 山林、原野等において**火入れ**をしないこと
- 煙火**を消費しないこと（※ 煙火とは、花火の正式名称）
- 屋外において**火遊び**又は**たき火**をしないこと
- 屋外において引火性又は爆発性の物品その他の**可燃物**の付近で**喫煙**をしないこと
- 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて**由布市長**が指定した区域において**喫煙**をしないこと
- 残火**（たばこの吸殻を含む）、**取灰**又は**火粉**を始末すること

林野火災による甚大な被害を未然に防ぐため皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

お問い合わせ

由布市消防本部 予防課

TEL : 097-583-1500

FAX : 097-583-2014